

○石垣市景観地区内における計画概要書等閲覧規程

平成20年3月28日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第31条第4項の規定に基づき、建築等計画概要書、景観法令による処分の概要書、工作物等計画概要書及び開発行為等計画概要書(以下「概要書等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第2条 概要書等の閲覧場所(以下「閲覧所」という。)は、石垣市都市建設課とする。

(閲覧時間等)

第3条 概要書等の閲覧時間は、執務時間中までとする。

2 閲覧所の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 6月23日(慰霊の日)

3 市長は、概要書等の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、概要書等の閲覧に供する時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設けることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧料)

第4条 概要書等の閲覧は、無料とする。

(閲覧手続)

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、備え付けの石垣市景観地区内における建築等計画概要書等閲覧者名簿(別記様式)に閲覧年月日、閲覧理由並びに閲覧者の住所及び氏名を記入し、係員に提示しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第6条 概要書等は、閲覧所外へ持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規程に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、閲覧に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式(第5条関係)

石垣市景観地区内における建築等計画概要書等閲覧者名簿

| 閲覧年月日 | 閲覧する図書 | 閲覧理由 | 住所 | 氏名 | 備考 |
|-------|--------|------|----|----|----|
|       |        |      |    |    |    |
|       |        |      |    |    |    |
|       |        |      |    |    |    |

別記様式(第5条関係)